

欧州判決紹介

— 2020.7.9 CJEU判決(C-673/18) —

特許業務法人HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

www.harakenzo.com/jpn/bio/

06-6351-4384(代表)

iplaw-osk@harakenzo.com

Click!



1. 判決要旨

欧州連合司法裁判所(CJEU)の大法廷は、医薬品の既知の有効成分(補充的保護証明書(SPC)申請の基礎となる販売認可より前に既に販売認可の対象となっている有効成分)の新規な治療用途(いわゆる第二医薬用途)については、SPCを取得することはできない(特許の存続期間を延長することはできない)旨の判決を公表した(2020.7.9 C-673/18)。

2. 事件の概要

<背景>

1. 医薬品の補充的保護証明書(SPC:Supplementary protection certificate)とは、新規医薬品についての特許出願からその医薬品の販売に関する認可までに経過する期間のために当該特許に基づく有効な保護期間が不十分なものとなった場合に、当該特許の所有者からの請求により、付与されるものであり、日本の医薬品等の特許権の存続期間の延長登録制度と同様の規定。SPCの存続期間は、当該特許の存続期間が終了したときから5年を超えない所定の期間。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。